



Vol.87

2011年 9月号

ぶらぶら

ふみだそう、福祉でまちづくり

あすなるセンターをご存じですか

心身に障害のある方々が様々な作業や活動などを通じて、心身機能の維持向上や社会参加を目指しています。



①精密部品加工
製品の加工や検査をして納品。



②寒天の袋詰め作業
寒天一本一本にタワシを掛けゴミなどを落とし袋詰め後出荷。



③牛乳パック・チラシ・カタログ・アルミ缶・スチール缶収集作業
地域の方々のご協力で集まった、牛乳パック・チラシ・カタログ・アルミ缶を整理し業者に納品。

④その他
・にんにくの皮をむいて、レストランへ納入。
・EM菌を使って肥料に適したボカシ作り。
・毎週、諏訪合同庁舎1階フロアの清掃作業。



主な取引業者 (有)進和製作所、(有)茅野工業、(有)ミサキ工業、(有)イリイチ、(株)原田商店、レストラン梅蔵、ヌーベル梅林堂、(株)オガ、長野県セルフセンター協議会

あすなるセンターでは、牛乳パックやアルミ缶などの資源物を収集し、活動費としています。ご協力をよろしくお願いいたします。

直接あすなるセンターまでお届けくださればありがたいです。

なお、通所者ができる簡単な軽作業がありましたら、ご紹介ください。

住所：茅野市塚原一丁目15-30
TEL72-7972

子どもも大人も男も女も、障害のあるなしにかかわらず、一人ひとりが持てる力を発揮して、自分が住んでいる地域で、安全に安心して心地よく、イキイキと生きがいを持って暮らせる地域でありたいものです。

茅野市民生児童委員協議会は、月に一回地区ごとで訪問、通所者と一緒に交流をしております。私もその際に、寒天作業に挑戦しましたが、なかなかうまくいかず四苦八苦でした。

あすなるセンターの「翌檜」は日本特産でヒノキ科の常緑喬木で「明日はヒノキになる」との意とされている。(広辞苑)「あすなるセンター」の名前にはこの願いが込められています。



あなたと福祉サービスをつなぐ 日常生活自立支援事業

やらざあ3月号で、成年後見制度の特集を組みましたが、今回は、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業をテーマに取り上げます。



◆日常生活自立支援事業とはどんな事業？

福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない。銀行に行ってお金をおろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい。毎日の暮らしのなかにはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。社会福祉協議会では、このような場合に、あなたが安心して暮らせるようサポートします。



◆どんなことをしてくれるの？

福祉サービス利用申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かりなどのお手伝いをします。

主なお手伝いの内容

福祉サービス社	福祉サービスが安心してご利用できるようお手伝いします。 保健・医療福祉サービスについての制度・内容に関する情報提供や専門家の紹介・助言、サービス申し込み代行・同行・契約締結・福祉サービス実施状況の確認、見守りなどを行います。	
金銭管理サービス	毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れのお手伝いをします。 利用者本人に代わって、一定額の預貯金の出し入れ、公共料金・家賃の支払い、福祉サービス利用料・医療費等の支払い、年金等の受領確認を行います。	
書類預かりサービス	大切な通帳やハンコ、証書などを安全な場所でお預かりします。 本人の意思に基づいて契約を行い、預金通帳、権利証書、実印、銀行印等の書類等を安全に保管します。	



◆どんなひとが利用できるの？

例えば、認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が十分でないため日常生活での福祉サービスの利用やお金の管理などがうまくできない方々が利用できます。なお、療育手帳や、精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症の診断を受けている方に限られるものではありません。



◆誰がお手伝いしてくれるの？ —私たち、社会福祉協議会がお手伝いします。

ご相談からサービスの提供にいたるまで、社会福祉協議会の「専門員」と「生活支援員」が責任を持ってご援助いたします。



◆お金はかかるの？

ご相談や支援計画の作成にかかる費用は全て無料です。実際にご自宅に訪問し、お手伝いするときには利用料と交通費がかかります。

サービス利用料	1時間当たり	1,000円
交通費	1km当たり	20円

◆こんなことがあったら相談を！

福祉サービスを使いたいのですが、どうすればいいかわからない。



介護保険関係の書類がくるけど、どう手続きしたらいいかわからない。



お金の出し入れなど、日頃のお金の管理に不安がある。



最近物忘れが多くて、預金通帳をどこにしまったか、忘れてしまう。



知らないうちに、自分のお金が勝手に使われていて困っている。



相談事例

ホームヘルパーの利用と通帳管理のお手伝い

Aさんは、現在ひとり暮らし。最近、「通帳がわからなくなる」など不安に感じていました。また、ホームヘルパーを利用したいと思っていましたが、どうやって手続きしたらよいか分かりませんでした。そんな不安を思い切つて民生委員に相談したことが、日常生活自立支援事業を知るきっかけとなり利用することとなりました。

お手伝いの内容は、福祉サービスの利用援助と、日常的な金銭管理です。毎月2回生活支援員が訪問し、預金から生活費を下ろして来てもらい、Aさん宛の郵便物の中に支払いの必要なものがあれば、一緒に確認して手続きのお手伝いをします。更に、要介護認定の申請や、ケアプラン作成なども、生活支援員が立ち会うなど、Aさんの暮らしをしっかりとサポートしています。



◆どこに相談に行けばいいの？ どうやったら利用できるの？

日常生活自立支援事業に関する詳細や、利用に関するご相談等がございましたらまずはお気軽に社会福祉協議会へご連絡ください。

なお、日常生活自立支援事業をご利用いただくためには、次の2つのことが大事になります。

- ①ご本人から、この事業を利用するという利用意思が確認できること。
- ②契約行為がある程度理解できること。契約により自分がどんなサービスを受けるのかある程度理解できること。



茅野市社会福祉協議会 TEL73-4431

判断能力がさらに低下したり、ご自身で契約が難しくなって来た時は、引き続き成年後見制度が利用できますのでご相談下さい。

参加者募集!

ホームヘルパー（2級課程）養成講座を開講します

- 日 程：平成23年10月3日（月）～平成23年12月末（平日のみ）
内 容：講義・実技・実習（130時間）
会 場：講義…茅野市総合福祉センター（3階）他／実技及び実習…市内福祉施設
講 師：各施設職員・医師・行政及び社協職員
資 格：市内在住で、130時間すべて受講可能な方
受 講 料：茅野市社協会員 40,000円
茅野市社協会員以外 45,000円
（テキスト代・謝礼他実費等）
定 員：30名（定員を超えた場合は選考）
申 込 み：9月16日（金）～26日（月）午後5時まで（締め切り厳守）
※社協にある申込書に記入の上ご持参ください
<問い合わせは、電話73-4431 茅野市社協 総務・企画係まで>



災害救援レポート

～被災地におけるの社協活動～

6月29日から7月5日まで、職員1名が岩手県大槌町へボランティアセンターの運営のお手伝いに行ってきました。

被災地では、ガレキや家屋に入った泥の片付けから、窓ふき、家具掃除、住宅周辺の泥の撤去など住民の要望に対して、ボランティア活動がスムーズに行われるために、活動場所の指示や内容の確認、また道具や不足物資の運搬にあたりました。

実際に現地に行き、想像を絶する大災害を目にし、またニーズが日々変動する中で、災害支援を臨機応変に対応することの大変さを感じました。

そのような中で、ガレキの山になっている市内を、制服を着た学生さんが朝元気に通学している姿をみて、たくましさを感じ、ここは確実に一步一步復興にむけて変わってきているのだと実感しました。

これからの支援に関しては、時間の経過とともに内容が多種多様に变化していくと思われますので、現地のニーズを的確にキャッチして息の長い支援を続けることが本当の支援だと感じました。



お知らせ

「不要になった入れ歯回収しています」

入れ歯の金属部に含まれる金、銀、パラジウムを回収売却し、収益は世界中で飢えや病気で苦しむ子どもたちの救済資金や、地域福祉活動事業に活用されます。

平成20年9月から平成23年7月までの回収分の還元金は、43,101円になりました。

回収ボックス 茅野市役所（塚原）
設置場所 茅野市総合福祉センター（塚原）
茅野市老人福祉センター（塩沢）

問い合わせ先 茅野市社会福祉協議会（TEL73-4431）

“清拭布をお寄せください”

介護の現場では、できるだけペーパータオルを使わず古布を、手洗い後の手拭や清拭布として再利用しています。

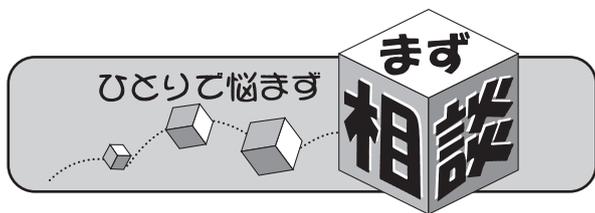
家庭や旅館等で使わなくなったシーツ、浴衣、手拭やタオル、Tシャツなど（木綿、洗濯済）がありましたらご寄付をお願いします。

*切っていただける場合は、手のひらサイズ（15cm×10cm）くらいをお願いします。

*ご連絡いただければ、お伺いしますのでご協力をお願いします。

届け先及び連絡先 茅野市社会福祉協議会（TEL73-4431）

●再生が可能なものは再利用することが大切です。それが福祉・環境に役立ちます。



人生には様々な悩みがあります。だれにも相談できない、どこに相談したらよいかわからない。そんなときは、まず社協にお電話ください。

心配ごと相談

どんなことでもご相談ください
 毎週金曜日 午前9時～正午
 相談員：心配ごと相談員
 心の悩み相談には、事前の予約が必要です。
 (カウンセラー、精神保健福祉士が対応)

結婚相談

結婚を望まれる方の相談窓口
 毎月第1・3土曜日
 午後1時～午後4時
 第2・4金曜日
 午後6時30分～午後8時30分
 相談員：結婚相談員

司法書士の法律相談 (予約制)

身近な法律に関する相談
 毎月第2水曜日 午後3時～午後5時
 相談員：司法書士 予約電話/73-4431

あなたと家族の悩み相談 ~家族のサポートライン~

ご家族を亡くされた方、病気に直面されている方
 ご相談ください
 毎月第1・3月曜日 午後2時～午後4時
 相談員：ボランティア
 直通電話/82-0400

福祉やボランティアについての相談

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
 電話/73-4431 FAX/73-8030

相談は、総合福祉センター3階の相談室
 または1階の社協事務所までお越しください

社協情報紙 **やらがあ** Vol.87
 2011年 9月号

2011年9月1日

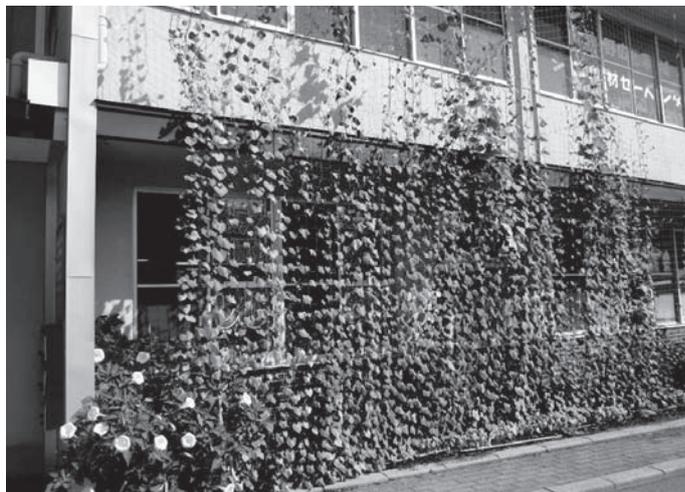
発行/社会福祉法人 茅野市社会福祉協議会
 編集/やらがあ編集委員会
 〒391-0002 茅野市塚原2-5-45
 TEL (0266)73-4431
 FAX (0266)73-8030
 URL: http://sharara.or.jp
 E-mail: support@sharara.or.jp

社協情報紙 **やらがあ** の発行にはみなさんの会費が使われています。

編集者より

今年は残暑が厳しいといわれていますが、緑のカーテンの取り組みが様々なところで行われています。社協の緑のカーテンも強い日差しをさえぎって涼しい風を運んでくれます。

今後もこのような取り組みが続けばいいですね。



今月は **クイズ** 海なし県

長野県は海に接していませんが、日本にはあと7県海に接していない県があります。それはどこでしょう。次から選んでください。

- | | | |
|------|------|-------|
| ①広島県 | ⑤埼玉県 | ⑨大分県 |
| ②栃木県 | ⑥福島県 | ⑩奈良県 |
| ③茨城県 | ⑦山梨県 | ⑪神奈川県 |
| ④滋賀県 | ⑧岐阜県 | ⑫群馬県 |

応募要領

クイズの答え、住所、氏名、年齢(年代)、電話番号に社協へのご意見、ご要望、やらがあの感想、つぶやきなど一言添えて社協までお送り下さい。正解者の中から抽選で3名の方に図書カードを差し上げます。

応募締め切り

10月10日

前回のクイズの答え

8月20日

当選者

今回の当選者はありませんでした。

